

令和5年度

学生対象 一時保育等の利用料補助のご案内

一橋大学では学生の出産・子育てと学業の両立を支援するため、学修・研究時間、または学会等の参加時に、一時保育・ベビーシッター等を利用する費用の一部を補助いたします。概要は以下のとおりです。皆様、是非ご活用ください。

利用期間

- ・令和5年4月1日～令和6年3月31日
- ※利用にあたり、事前に学内登録申込が必要（前年度からの継続者含む）。
- ※次頁「申込方法」参照のこと。

利用対象者

育児中、かつ配偶者が就労・就学、または配偶者が病気入院等により、本サービスを利用しないと学修・研究が困難な状況にある、以下の学生を対象とする。

- ・本学在籍の学部、大学院（修士課程・博士後期課程・専門職学位課程）の正規学生
- ・科目等履修生等
- ※原則、休学中の方は利用できません。

上記に当てはまらない方から利用申込があった際は、都度ダイバーシティ推進室で判断する。

対象となる子ども

- ・乳幼児及び小学校3年生までの児童
- ・その他、健全育成上の世話を必要とする（身体障害者手帳・療育手帳等の交付を受けている）小学校6年生までの児童

対象となるサービス

- ・対象となる子どもの一時保育
- ・通常保育場所の利用時間外（夜間・休日、病児・病後児保育）でのベビーシッターによる家庭内保育等
- ※対象者が学修または研究活動（TA、RA、学会参加等含む）時間内での利用に限る。
- オンライン参加時も利用可。
- ※通常保育場所利用料、家事代行等の附帯的な料金、入会金、年会費、キャンセル料等は、補助対象外である。

支援金額と利用限度

- ① 1日の利用につき、10,000円を補助する。
※ただし、利用料金が1日10,000円に満たない場合は、支払金額までを補助対象とする。
- ② 子ども1人あたり、年度につき原則55,000円までとする。
※ただし、半期毎に上限額を見直す場合がある。

申込方法

- 1) 登録申込書（別添資料1）を記入し、申込者以外の保護者の在職証明書または在学証明書と母子手帳（表紙と出生届証明[両親と子どもの名前記載] ページ）の写しをダイバーシティ推進室へ提出する。
母子手帳を所持していない方は、住民票（家族全員分記載）を提出すること。
※前年度からの継続利用者も、令和5年度用登録申込書（別添資料1）と申込者以外の保護者の在職証明書または在学証明書を提出すること。

学内で登録資格確認後、ダイバーシティ推進室から申込者へご連絡します。

- 2) 原則、利用予定3日前（土曜・日曜・祭日を除く）までに利用申込書（別添資料2）を記入し、一時保育利用申込書の写し、またはベビーシッター事業者利用契約書の写し（注）と共に男女共同参画推進室へ提出する。
（注）ベビーシッター事業者利用契約書は初回利用時また事業者変更の際に提出すること。

利用後の手続き

- 1) 一時保育場所、またはベビーシッター業者から、利用日ごとに領収書原本（別添資料3参照）を受領し、利用月の翌月5日までにダイバーシティ推進室へ郵送または持参し提出する。利用時間が授業・研究時間外の場合は、証跡もあわせて提出する。
（例）研究会、学会参加書写し 等
- 2) 配偶者の病気入院等により、本サービスを利用した場合は、証跡を提出すること。
（例）入院手続き書類、診断書、通院時の領収書の写し 等
- 3) 上記書類受領・確認後、利用月翌月の15日前後を目安に、指定の振込口座に支援金額を振り込みます。

注意事項

- ・ 本支援は、一橋大学後援会特定事業「育児支援基金」を財源としています。
寄附金額、利用人数等により、1回の支援金額・年間利用限度が変更になる場合がありますので、ご了承ください。変更の際は、利用中の方に適時ご連絡を申し上げます。
- ・ 本学を退学するなど、利用対象者の要件を満たさなくなったときは速やかにご連絡ください。
- ・ 当制度の利用に当たって、不正等のルールを遵守しない行為があったときは、利用登録を取り消すことがあります。
- ・ 登録・利用された皆様全員に、別途アンケートを依頼しますので、ご協力をお願いします。

【本件担当／問合せ先】ダイバーシティ推進室

(Tel) 042-580-8730 (E-mail) gen-fr.g@ad.hit-u.ac.jp